

令和6年度

宇佐市農業委員会
第3回(6月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和6年7月5日（金）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第3回（6月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 1番 川野 峰志 委員 副会長

2番 阿部 善浩 委員 3番 池田 雅彦 委員 4番 信國 和徳 委員

5番 辻 勝 委員 7番 安倍 隆司 委員 8番 今仁 俊朗 委員

9番 司城 慶三 委員 10番 永岡 卓巳 委員 11番 清祐 義人 委員

13番 宮田 文昭 委員 14番 吹上 和子 委員 15番 筈口 芳人 委員

16番 植松 好子 委員 18番 後藤 寛治 委員 19番 山末 隆一 委員

欠席委員

6番 久保田 昭廣 会長 12番 牧野 金生 委員 17番 小野 公博 委員

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係三浦主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第14号 非農地証明願について
議案 第15号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第11号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

報告 第12号 農地法第3条許可処分の取消について
報告 第13号 農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局 長 定刻より早い時間ですが皆さんお揃いですので、ただ今から令和6年度第3回6月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条第1項により、議長は会長が務めることとなっておりますが久保田会長が欠席のため、会議規則第8条第2項により、以降の議事の進行は、川野副会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議事録署名委員は7番 安倍 隆司 委員、9番 司城 慶三 委員の2名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主事を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第11号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第11号3条許可申請は8件で、地区毎の内訳は、長洲地区2件、3筆、7,687㎡、宇佐地区1件、1筆、343㎡、駅川地区1件、1筆、492㎡、四日市地区2件、4筆、3,328㎡、安心院地区1件、2筆、334㎡、院内地区1件、5筆、7,051㎡ となっております。

2ページをお開きください。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

事務局 譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は営農開始のため農地
を取得するもので、売買による所有権移転です。
長洲地区は他1件、計2件、3筆、7,687㎡ です。

4ページをお開きください。
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得する
もので、売買による所有権移転です。
宇佐地区は以上です。

5ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は購入する宅地の隣接
農地を取得するもので、売買による所有権移転です。
駅川地区は以上です。

6ページをお開き下さい。
四日市地区です。
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
親から子への贈与による所有権移転です。
四日市地区は他1件、計2件、4筆、3,328㎡ です。

7ページをお開きください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は購入する宅地の隣接
農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

安心院地区は以上です。

8ページをお開きください。
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地
を取得するもので、売買による所有権移転です。
院内地区は以上です。

事務局 以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
長洲・宇佐地区審議会を令和6年7月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。
議案第11号について、長洲地区2件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
駅川・四日市地区審議会を令和6年7月3日午前9時より、本庁2階25・26会議室において、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。
議案第11号について、駅川地区1件、四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和6年7月1日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

池田地区審会長 議案第11号について、安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第12号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第12号4条許可申請は1件で、
地区毎の内訳は、駅川地区1件、1筆、240㎡となっています。

9ページをお開きください。

議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

10ページをお開きください。

駅川地区です。

事務局 駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】
農業用施設としての転用で、農業用倉庫を建築する計画です。
立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4

事務局 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号について、駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に議案第13号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第13号 5条許可申請は9件となっています。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、819㎡、駅川地区4

事務局 件、11筆、5,505㎡、四日市地区2件、2筆、2,379㎡、安心院地区2件、2筆、2,437㎡ となっています。

11ページをお開きください。

議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請
があったので審議を求める。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

12ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

資材置場用地への転用で、借り人が経営する事業の資材置場を整
備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農
地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の
拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既
存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地
の不許可の例外基準に該当すると考えます。

13ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲6区画を整備する計画で
す。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地
域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地
は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

店舗用地としての転用で、銀行を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定
された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許
可をすることができることとなっております。

14ページをお開きください。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

事務局 売買による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲4区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

15ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅用地としての転用で、建売住宅2棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

16ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人が経営する事業の資材置場用地としての転用ですが、すでに資材置場への整備に着手しています。今回、事後になります

事務局 が、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

借り人が経営する事業の農業用施設用地としての転用ですが、すでに畜舎及び関連施設の建築に着手しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第13号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果に

今仁地区審会長 ついてご報告します。
議案第13号について、駅川地区4件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和6年7月1日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。
議案第13号について、安心院地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。
なお、安心院地区番号1及び2は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。
申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第14号を議題に供します。それでは事務局より説明を

議長 お願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第14号非農地証明願は、15件で、地区ごとの内訳は、長洲地区3件、5筆、5,032㎡、宇佐地区1件、5筆、4,864㎡、駅川地区6件、15筆、5,198㎡、四日市地区3件、9筆、2,285㎡、安心院地区1件、1筆、419㎡、院内地区1件、1筆、199㎡となっています。

17ページをお開きください。

議案第14号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

18ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

農地法施行以前の昭和21年頃より宅地の一部として利用しているものです。

長洲地区は他2件、計3件、5筆、5,032㎡です。

19ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和29年5月頃より宅地として利用しているものです。

20ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和51年頃より雑種地として利用しているものです。

駅川地区は他5件、計6件、15筆、5,198㎡です。

22ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成元年頃から山林化しているものです。

四日市地区は他2件、計3件、9筆、2,285㎡です。

23ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

事務局 農地法施行以前の大正12年頃より宅地の一部として利用しているものです。

24ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和40年頃より宅地として利用しているものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案第14号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第14号について、長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第14号について、駅川地区6件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第14号について、安心院地区1件、院内地区1件につい

池田地区審会長 　て、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、本地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議　　長 　ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議　　長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長 　全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第15号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事　務　局 　25ページをお開きください。
議案第15号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。
令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

26ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、27ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

62ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、63ページ以降のようになっております。

事務局 こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

99ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、100ページ以降のようになっております。

こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第10号から13号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

105ページをお開き下さい。

報告第10号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は106ページからの14件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区2件、4筆、5,101㎡、宇佐地区2件、2筆、1,303㎡、四日市地区3件、18筆、19,630㎡、安心院地区7件、73筆、52,206㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

117ページをお開き下さい。

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は118ページからの32件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,522㎡、宇佐地区8件、22筆、23,996㎡、駅川地区4件、13筆、18,930㎡、四日市地区16件、38筆、51,949㎡、安心院地区2件、2筆、1,672㎡、院内地区1件、1筆、1,227㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま

事務局 した。

131ページをお開き下さい。

報告第12号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は132ページからの2件がございました。

長洲地区1件、1筆、2,572㎡、四日市地区1件、1筆、679㎡です。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

134ページをお開きください。

報告第13号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和6年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は135ページからの宇佐・四日市地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告の説明を終わります。

ただ今の報告第10号から第13号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 来月7月の令和6年度第4回定例総会は、8月5日月曜日、午前

事務局 9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

午前10時12分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和6年7月5日

議 長 川野 峰志

署名委員 安倍 隆司

署名委員 司城 慶三

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。